

-----東電 柏崎刈羽原発に核燃料搬入禁止命令---- (原子力規制委員会)  
相次ぐ不祥事、東電に原発を運転する適格性があるか？

加藤利三 (本会常任世話人、京都大学名誉教授)

今年 (2021 年) 3 月 24 日 原子力規制委員会は、柏崎刈羽原発における「テロ対策の不備、具体的には、昨年 9 月 社員が他人の ID カードを使って中央制御室に不正入室したことや、長期間 侵入者を検知できなくなっていたテロ対策設備への対応などを踏まえ、東電には不備が相次いで起こる組織的体質があるとして「厳格な警備業務を行い難い風土があった」と認定し、原子力規制法違反したとして、是正処置命令を出す方針を決めた。核燃料を原子炉へ搬入することを禁止する命令で、実質的には、当麴の間、柏崎刈羽原発の運転を禁止する命令である。  
(これを 4 月 14 日 正式決定した。)

しかし、規制委員会は昨年(2020 年)2 月 27 日、東電の「保安規定変更認可申請 (案)」を了承、原子炉運転の「適格性」を認めていた。

さらに遡れば、2017 年 10 月、原子力規制委員会は東電の柏崎刈羽原発 第 6 及び第 7 号機の「設置変更許可申請」にについて審査し、審査結果(案)を提示し、パブリックコメントを求めた。

東電には、3・11 福島第 1 原発の過酷事故以前にも、また以降にも、多くの不祥事件を起こし隠蔽してきた事例が数多くあり、内外の批判を受けて規制委員会は、東電の原発事業者としての「適格性」についても特別に審査をした経緯がある。

規制委員会が提出した審査結果 (案) は 6 章 約 500 ページに及ぶ大部なものだが、第 4 章の「重大事故対処及び手順」において、重大事故の際の対応手順とともに、その能力についても多くの項目を設けて審査結果を示していた。これらを総合して「東電については、柏崎刈羽原子力発電所の運転主体としての適格性の観点から、『原子炉を設置し、その運転を的確に遂行する足る技術的能力がないと判断する理由はない。』とする (ややこしい) 結論を出していた。

私は当時この審査結果 (案) について、「適格性の審査結果 (案) に対する意見/理由」を、パブリックコメントとして提出した。(添付資料)

規制委員会は、審査結果(案)に対する多くの批判的意見があったにもかかわらず、「適格性がないとする理由がない」と認定して、2017 年 12 月 27 日付で審査 (案) を了承し、設置変更申請を許可した。しかし、3 年後の今日に至って、当時の判断を見直す結果となった。このことについては、規制委員会自身これを深く検証することが必要である。

以下に 2017 年当時、「適格性なしとする理由がない」と結論した規制委員会を批判した筆者のパブコメを掲載する。 参考になれば幸いである。

(2021 年 4 月 5 日)

## 意見／理由

### 「申請者の適格性についての確認結果（案）についての意見」

#### [はじめに]

貴規制委員会は、東京電力が福島第1原発事故を起した事業者として、原子力発電事業を行う適格性があるか否かについて、確認を行ったことは多とするが、確認(案)に記載された事項だけで、東京電力に適格性があると判断することはできないと考え、以下にその理由をのべる。

#### [適格性の確認結果（案）に対する意見／理由]

1) 貴委員会が東電の適格性の確認において7項目の基本的考え方を示し、これについて東電の回答及び意見聴取を行い、これを社内規則に規定したことにより、将来に亘って適格性ありと判断したとしている。

7項目の第1項目には、福島第1原発の廃炉にとりくむこと及び風評被害への取り組み、並びに核汚染物の処理等に主体的に取り組むことを確認した、としているが、柏崎刈羽原発の再稼働に当たっては、新潟県が強く求めているように、福島第1原発の事故原因の究明が何よりも大切である。事故原因については、政府事故調査委員会や国会事故調査委員会等が調査報告書を提出し、引き続き国会等でも原因解明進めて、教訓を今後活かすよう求めていたが、その後これは進まず、吉田調書の新聞報道などに関連して議論されたが、全ての調書が公開された訳でもなく、東電は未だ関係調書や事故関連資料の全面公開を行っていない。

東電には今までに、トラブルを隠蔽する体質があり、度々指摘されてきたところである。この体質は簡単には解消するもとは思えず、貴委員会の確認があったとしても、保証されたとは言えない。

福島第1原発事故については、検察審査会での2度の審判を受けて、現在東電の責任を問う刑事裁判が進行中である。従ってこの裁判において、東電は全ての事故関連資料を全面的に開示すべきであるとともに、真摯に事故原因の解明に取り組むべきである。その上で、この裁判の判決を待って、東電の事故責任（刑事的、道義的）が明らかにされた上で、東電の原発事業者としての適格性を判断しても遅くはないと考える。

2) 7項目の⑤において、貴委員会は、規制基準の遵守は最低限の要求であるとして、事業者自らが安全対策に取り組むことを求めている。福島第1原発事故の際 現地対策本部では危機管理において、事故時運転操作手順書（事象ベース手順書、兆候ベース手順書、シビアアクシデン

ト手順書)の遵守がなされず、アドリブで対応したため、事故の過酷化を招いたのではないかとの指摘がある。この点は重要な問題なので、十分解明されるべきである。新潟県当局も柏崎刈羽原発の再稼働には、福島原発事故原因の解明を強く求めている。この意味でも福島原発事故において、現場の事故対応者が法令を遵守して適切な対応をしたのか、法令遵守違反がなかったのかを、事実即して解明されるべきであり、これから教訓を学ぶ必要がある。

その上で、現場には原発の構造、システム全体に対する理解と対応力をもった人材を各部署に配置し、不断の研修と訓練を行うことが肝要である。原発事故対応は実験をして経験を積むことはできない。年功序列で人事異動をするようでは、安全は確保できないと考える。

3)『3. 東電の安全文化や技術的能力に関する見解』において、貴委員会は、“事故に対する東電の責任が極めて大きなものであることは言うまでもないが、技術的能力において東電だけが劣るところがあったと判断するのは適切ではない。福島第1原発事故は、東電の技術的能力が欠けていたが故に起きたと捉えるべきではなく-----”

と述べ、「原発運転に関わる組織、人間に取って厳しい反省材料とすべき----」としている。その面は否定しないが、福島原発事故の対応を見ると、東電の技術的能力(技術者の能力と経験、人材配置、組織運用等も含め)が十分であったとは言い難い。またこの問題は他と比べて劣っていないとして、相対化して済ますことができる問題ではない。厳しい反省とともに、現場の技術的能力、危機管理能力は絶対的に必要な要件であり、万全を期すべき問題である。

4)『④東京電力の取組みの実効性の確保について』において、「原子力利用における安全確保の一義的責任は事業者にあるが-----」と記載されているが、福島第1原発事故の際、3,4号機が爆発したとき、従業員の大半(管理職を含め)は福島第2原発へ避難し、現場には約“60名の英雄”が残っていたと伝えられている。

原発の重大事故の際、米国や旧ソ連等では軍隊や決死隊等の対応組織があり、また米国にはCBIRF(化学生物事態対処部隊)対応なる専門組織があり、常時原発事故等に備えていると伝えられている。

我が国では、事業者に一義的責任があるとされているが、最後まで死を賭して対応することまで義務付けられているのか? 原発現場の一般職員は危機的状況の際、退避することが許されていないのか? 事業者は撤退することは許されないのか?

福島第1原発事故では、東日本の大半が深刻な被害を受ける危険性があったと伝えられ、極めて深刻な事態であった。当時の総理大臣は東電本部の現場撤退申し出を拒否し、現場対応を厳しく求めたと伝えられている。

一方で、総理は自衛隊への出動を要請し、地上放水や空中からの水の投下を行った。

自衛隊は総理の命令により出動するが、自衛隊には何処まで原発事故対応能力があるのか、また対応責任があるのか? 自衛隊は原発のOn Site活動はせず、Off Site活動が主任務であると聞くが、過酷事故への対応において、国と事業者との関係、及び自衛隊と事業者の役割分担は

どのようになるのか、規制委員会は何処まで責任を持つのか、また国はどんな責任をもつのか？  
このことが法的に明確に規定されているのか？ 明らかにして頂きたい。

福島第1原発のような過酷事故の際、憲法に保証された国民の生命や財産を保全する責任は  
誰が負うのか？ 避難の保証と責任は誰が負うのか。例え避難できたとしても、避難だけで済む  
問題ではない。事業者が責任を負いきれるのか。

このことも含めて、東電に適格性があると言い切れるのか疑問である。

これらのことが国民に十分説明され、理解と同意を得ることなくして、経済的理由で原発を稼  
働してはならないと考える。多数決で地元の同意をえただけで良いというものではない。

以上

\* 「審査結果」は、<https://www.nsr.go.jp/data/000214696.pdf> で見ることができます。